

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷五十三第

行發日一月一十年七和昭

論叢

多收手段としての酒税 法學博士 神戸 正雄
 笠間藩の民政 經濟學博士 本庄 榮治郎
 安定期經濟學と變革期經濟學 經濟學博士 石川 興二
 ロングファイルドの價值論と分配論 經濟學博士 堀 經夫

研究

我國の市町村義務費に就いて 經濟學士 小山田 小七
 金爲替準備への再吟味 經濟學士 松岡 孝兒
 證券資本主義^{時代に於ける}資本の構造 經濟學士 石田 興平
 カルテル法への要望 經濟學士 磯部 喜一

說苑

貨幣の價值に就いて 文學博士 高田 保馬
 人口動態並行法則を論ず 經濟學士 三谷 道麿
 爲替相場の變動に就て 法學士 正井 敬次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

我が國の市町村義務費に就いて(上)

小山田 小七

目次 一、緒言。二、義務費の意味。三、内容(以上本誌寄載)。四、特質。五、財源との關係。六、結び。

一

我が國の市町村は、其財源に比して負擔すべき義務費が過大であるから、自身の有益有利な所謂固有事務の方面に活動する餘裕を多く持たず、更に財政能力不揃の市町村に對して殆んど劃一的に各種の義務負擔を課するの結果、地方間に負擔の不公平を來す、などと云ふことが從來よく云はれて居る。而て上の事情と關連して、市町村の事務及び財源の整理改善も亦よく問題となつて居る。特に最近數年來、異常の不景氣に際會して市町村財政が、特に農村財政が甚しく窮乏したので、其義務費は全體的に又は部分的に種々の問題を惹起して居る。然し、理論的に見れば、我が國の市町村の義務費に就いては今尙充分明かであると云ひ得ない點がある。特に其數量方面

に於て然りである。實は此經費の數量方面が充分に明確にならなければ、此經費に對する諸種の方策は確立し難いのではないかと云ふ疑問も起され得る。然し此數量方面の研究は、後に述べるやうな理由によつて、市町村財政の實際に當つて居る人々の協力調査に待たなければ、局外者として研究の材料も方法もない現狀である。従つて此所では此方面の研究を除外し、單に此經費の概念、内容、特質及び財源との關係を理論的に研究し、以つて從來充分明確でなかつたものを多少とも鮮明にし度いと思ふ。それは仍て又、數量的研究に對する礎石ともなり、間接的援助ともなるだらうと思ふ。

二

先づ第一に義務費の意義を確定する必要がある。それは、市町村の義務費、一般的に云へば地方財政に於ける義務費は云ふまでもなく、自由費又は任意費に對立するものであるが、此分類の分類標準に就いては今尙異説が存するからである。今諸學説を要約すれば二大別し得る。其一は經費を必要とする事務の國法上に於ける地位によりて分類せんとする説で、其二は經費自體の國法上に於ける地位によりて分類せんとする説である。今假りに前説を事務費説、後説を經費説と名付ける。

事務費説は更に三分し得る。第一は、市町村が國家事務を執るに必要な經費を義務費とする説である（國家事務費説と假稱する）。例ばグライスの所説の如し。此説は、市町村が執る國家事務を廣く

解するならば、分類標準としては殆んど無意味である。蓋し市町村は今日の法制上では國家によつて認められたる法人で、國の法の許す範圍内に於いてのみ事務を處理し得るに過ぎない。故に此見地からすれば市町村の執行する事務は根本に於いては凡て國家の事務に屬することとなるからである。それ故に此說に謂ふ國家事務とは、國家事務を便宜上市町村に特に委任して處理せしむるもの、即ち所謂委任事務を指すものと解せねばならぬ。反對に、市町村の存立目的として市町村の自由な處理に委ねて居る公共事務、即ち所謂固有事務を含まないものとせねばならぬ。然らば即ち、義務費とは委任事務費を指すと云ふに異らぬから、自ら第二の委任事務費說に含まるに至る。而して私見によれば義務費とは次に述べるやうに委任事務費ではないのであるから、従つて此說も亦自ら採用し得ない。第二には、義務費とは市町村の委任事務に關する經費であるとする説がある。勿論、此場合の委任事務とは、所謂團體委任事務及び所謂機關委任事務の二者を含むものである(委任事務費說)。例ばラウ²⁾、ワグネル³⁾、エーエベルヒ⁴⁾の所説の如し。此說は委任事務の多くが市町村の義務に屬すること、及び義務費の中心が委任事務費たる事實から歸納したる説のやうに考へらるる。然し、委任事務必ずしも市町村の義務に屬するものと限らず、又、固有事務費中にも義務費に屬するものがあるから、此說は妥當ではない。換言すれば此說は委任事務費對固有事務費の區別と、義務費對自由費の區別とを混同して居るもので、此二分類が似て實は非なることは已に學者⁵⁾の指摘せる通りである。第三は、義務費を以つて地方團體の必要事務に關

2) Rau, Fw., 3. Aufl. SS. 53-55

3) Wagner, Fw., I. Teil. 3. Aufl. S. 96

4) Eheberg, Fw., 18-19. Aufl. SS. 673-674

5) 小川博士、經費論(改造社版、經濟學全集第十九卷)161頁、小川、汐見博士
共著、財政學86頁

する經費となす説である(必要事務費説)。例ば、神戸博士⁶⁾、小川博士⁷⁾、小林博士⁸⁾、阿部博士⁹⁾、ヘツケル¹⁰⁾の所説の如し。此説によれば固有事務費中の義務費をも含み得るから、其範圍も廣くなり、且又實際上義務費の重要な大部分のものを抱括し得るから、前説に比すれば優れりと云はねばならぬ。然し又、此説によれば必要事務が存することを前提とするから、その存しない場合には自ら義務費はあり得ないこととなる。然るに必要事務なくしても義務費は存し得る場合がある。例ば市町村に課さるる租税、分擔金等の如く、負擔のみありて事務ありと云ひ得ない場合がある。而て之等の諸負擔は明かに義務費である。従つて此説を以つてしては、未だ義務費を全部網羅して説明し得ない憾みがある。尙此説は必要事務費對任意事務費の分類と、義務費對自由費の分類を同一視したるものと云ふを得べし。然し此二分類も實は似て非なるものである。¹¹⁾以上の如く事務費説には三説あるが、何れも難點を含み直ちに賛成し難い。

次は、經費説であるが、此説によれば法令によりて市町村が支出するの義務を負ふ經費を義務費と云ふ。例ば神戸博士¹²⁾、小林博士¹³⁾、三田村學士¹⁴⁾、ベラ・フェルデス¹⁵⁾の所説の如し。此説は、苟しくも國法上市町村に對して支出義務が課されて居る經費ならば、凡て義務費とするのであつて、其經費所要の事務の如きを直接には問題とせない。詳言すれば、ある經費を國法上に於いて市町村の負擔として義務付くることのみを以つて、其經費は義務費となるに至るもので、其經費を必要とする事務が國法上如何なる地位を有するやは問ふ所でないのみでなく、場合によれば、事務

6) 神戸博士、財政學大系、157頁

7) 小川博士、財政學、第一卷總論、三版、291頁、經費論、上掲、161頁

8) 小林博士、財政學評論、七版、133—134頁

9) 阿部博士、財政學、改訂版、759頁

10) Heckel, Gemeindefinanz. im., Wörterbuch der Volkswirtschaft, 3. Aufl. "S. 1005

11) 田中廣太郎、最新地方財政綱要、8頁

なくしても義務費は存し得ることとなる。それ故に此説の義務費は、事務費説の何れに比しても其抱括する範圍が最も廣く、委任事務、固有事務、或は又必要事務、任意事務に關する經費の中、市町村に於いて義務として負擔すべき一切の經費と、事務に關係なく、單に義務負擔に過ぎない經費とを含む。而して私見によれば、義務費、少くとも我が國の地方財政上の義務費は此經費説を採つて以つて説明すべきものと思ふ。其理由は消極的には事務費説の何れもが難點あることに存し、積極的には凡そ次のやうである。即ち先づ、國法上の地位による市町村の事務の分類には、固有事務對委任事務、必要事務對任意事務の二分類があるけれども、¹⁶⁾經費の分類には固有事務費對委任事務費、必要事務費對任意事務費、義務費對自由費の三分類がある。¹⁷⁾而て經費の分類の前の二つは、各々それに対する事務の分類に應ずるものである。従つて、前述の委任事務費説及び必要事務費説は何れも、義務費對自由費の區別を以つて、事務を分類標準とする他の經費分類の何れかの一と合致するものとなすものである。然らば、義務費對自由費の分類は單に名稱の問題たるに過ぎない。敢て特に義務費と云ふの必要はなく、委任事務費又は必要事務費と呼んでも一向に差支へなきのみか、却つてその方が直接に其各々の經費の核心を云ひ表すから適切とも云へる。従つて又義務費と特に稱して之を研究する重要さは失はると云はねばならぬ。然し私見によれば、相當古くから義務費對自由費の區別を特に採用し、之を研究するのは、單に事務による經費分類の何れかの一の別名たるが爲めではなく、此分類が元來事務による分類と別物であ

12) 神戸博士、前出、111頁

13) 小林博士、地方財政學、128頁

14) 三田村學士、義務費(大阪商大、經濟學辭典、Ⅱ、553頁)

15) Béla-Földes, Fw. S. 89

16) 清水博士外四氏共著、市制町村制正難、109—111頁、星野武雄、市町村制要論、41—53頁、五十嵐鑽三郎外二氏共著、市制町村制逐條示解、21—26頁

り、従つて特に研究の必要ありとしたが爲めである。即ち事務費説によると、經費説によるとでは、義務費として抱括せしむべき内容及び範圍が異なる。従つて實際上理論上、義務費に對する特別の財政監督をなし得る範圍を異にするに至る。このことは相當重要な且つ注意すべき事柄であるから、事務に對應せない、従つて名稱を異にする義務費對自由費の分類を設け、之を研究するものと思ふ。次に、事務費説の何れかを眞なりとすれば、地方費は義務費と自由費とに二分するを得ぬ結果となる。蓋し前述の如く事務に關係なく負擔のみ市町村の義務として課されて居る一團の經費があるから、此の如き經費を兩費の何れかに歸屬せしめなければ完全に二分し得ぬこととなるからである。而て此の種の經費が自由費に屬せないのは明白であるから、従つて義務費に含ましめねばならぬ。義務費に含ましむるとすれば、自然事務費説を捨てて經費説を探らねばならぬ。更に我が國の地方義務費に關係ある法規では、『(府縣)市(町村)は其必要なる費用及從來法令に依り又は將來法律勅令に依り(府縣)市(町村)の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふ。』(府縣制百二條、市制百十六條、町村制九十六條) 或は又『法令に依り負擔する費用當該官廳の職權に依り命ずる費用其の他の(府縣)市(町村)の義務に屬する費用』(府縣制八十三條、市制九十條の二、町村制七十四條の二)、或は又『市(町村)に於て法令に依り負擔し又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざる時は云々』(市制百六十三條、町村制百四十三條)、等の如く、經費所要の事務を何等問ふことなく、單に法令(法律勅令)又は當該官廳の職權によりて經費支辨を義務付くることを以つて義務費と

なすに足れりとして居る。而て當該官廳の職權による命令は此場合常に法令に基いてなすことを要するが故に、廣い意味で一言で法令（現在は法律勅令の意味。以下同じ）によりて負擔すると云ひ得るであらう。然らば我が國の地方義務費の説明は事務費説によるべきでなく、經費説によらなければならぬ。

要之、義務費の決定標準に就ては異説があるが、上述の理由に依つて經費自體の國法上の地位を以つてする説、即ち經費説を妥當とする。即ち再言すれば、義務費とは國の法令によりて市町村に對し支辨義務が課されて居る經費の謂に外ならぬ。従つて事務の國法上の地位、種類等は第二次の問題たるに過ぎぬ。

註一 エーエベルヒは、自由費の定義には義務費を超過するものとなすが故に、義務費に就いて經費説を採るものゝ如く解せられないではない。然し義務費には直接定義を下さずして而も其説く所は専ら團體委任事務費及機關委任事務費を以つてするが故に事務費説を採るものと推定する¹⁸⁾。尙此態度はミツテルステットも採る¹⁹⁾。

註二 神戸博士は、義務費といふのは、國から指定された地方事務に關する經費である、と説明されると共に又、地方費には經費の法律上の地位によりて義務費と任意費とに分つ²¹⁾、とも説いて居らるゝ。前の立場は私の所謂事務費説で、後の立場は經費説に相當するものと思ふ。

註三 小林博士は、地方義務費は國家の法令又は職權官廳の命令により委任せる國政事務及地方團體の自ら以て必要とする固有事務に關する經費²²⁾、と説明さるゝと共に、又地方團體が必ず負擔すべく定まれる義務に屬する經費を義務費²³⁾、と定義されて居らるゝ。前の定義は事務費説で、後の定義は經費説である。

三

我が國の市町村義務費に就いて

第三十五卷

六六五

第五號

六九

18) Eheberg, a. a. O., SS. 673-675; ders., Gemeindefinanzen. im „Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl. IV Bd.“ SS. 595

19) Mittelstaedt u. Schrader, Das Städtische Haushaltswesen nach Form und Inhalt. S. 4

20) 神戸博士、前出、157頁

21) 神戸博士、前出、111頁

我が國の地方財政に於ける義務費の意味は大體前述の如しとして、次に現在の市町村義務費の内容を分析して見よう。勿論、市の義務費と町村の義務費とでは多少其内容上異つた點があるけれども、大體上では共通又は類似して居るから一括して敘することとし、市に特例ある限り之を指摘する。然らば、現在の我が國の市町村義務費は略々次のやうに分類することが出来る。

(一) 自治機關の構成及職制維持費。市町村を一の自治體として成立せしめ、且活動せしむる爲めに、國家は法令を以つて一定の機關を設け、一定の吏員を置くべきことを命じて居る。例ば市町村會議員を公選し、該會を組織し開催して、之に其權限内の議事を議せしむるが如き、又市町村長、助役、役入役、書記等の法令所定の吏員を置きて各々其權限内の事務を執らしむるが如きである。市に於ては市參事會も組織、開催することを要する。更に場合によりては、市では市參與、副收入役、區長、區收入役、區副收入役等を置き、町村では、副收入役、區長、區長代理等を置き、各々其事務を執らしむる。之等の機關及吏員ありて始めて市町村は自治體として具體的に活動するを得るのである。而て之等の爲めにする選舉及會議(註四)に關する費用、有給吏員の給料及び旅費、場合によれば退隱料、退職給與金、死亡給與金、又は遺族扶助料、更に市町村會議員及名譽職吏員(市にありては市參事會員、名譽市參與)に對する實費辨償及報酬、及び其他の給與は市町村の義務負擔である。²⁴⁾此種の經費は元來固有事務費にして且つ必要事務費たるものである。而して市町村豫算上では、會議費、役所(役場)費及選舉費なる歲出科目中に現る。²⁵⁾

22) 小林博士、財政學評論、133頁

23) 小林博士、地方財政學、128頁

24) 市制百八條、町村制八十八條

25) 市制町村制施行規則、別記、市町村歳入歳出豫算様式、大塚辰治、市町村の豫算、二版、237—322頁

此義務費と關連し且同性質の義務費が尙二つある。一は代執行の場合の費用である。即ち、市町村長其の他の吏員其の執行すべき事件を執行せざる時は、府縣知事又は其の委任を受けたる官吏吏員をして之を執行せしむることが出来るが、此場合の費用は又市町村の義務負擔である。²⁶⁾ 他は臨時代理者及職務管掌者を置きたる場合の費用である。即ち市町村長、助役、收入役又は副收入役に故障ある時は、監督官廳は臨時代理者を選任し、又は官吏を派遣し、其の職務を管掌せしむることが出来るが、此場合に於ける臨時代理者の給料及旅費、及び職務管掌者の旅費は又市町村の義務負擔である。²⁷⁾

註四 小林博士は或場合には、會議費は地方自由費とされ、又或場合には義務費とさる、²⁸⁾ 然し地方議會は國の法令によりて缺ぐを得ない機關である。従つて其事務は市制二條町村制二條の事務となり、従つて其費用は市制百十六條町村制百四十三條所定の費用となる結果、義務費たるものである。

註五 臨時代理者の給料旅費は當該官廳の職權によりて命ずる支出に該當するものである。²⁹⁾ 従つて私の分類に従へば、下の(四)のロに含ましむべきものである。然し其性質上、便宜此所に掲ぐる。

(二)團體委任事務費、國及び府縣は種々の理由により、法令(現在は法律勅令の意、以下同じ)に依りて、又は法令に基く命令によつて種々の事務を市町村に義務付け、之を執行せしむる。所謂團體委任事務がそれである。而て其大部分は全國の市町村に劃一的に義務付けて居る。例ば、尋常小學校の設置及維持、種痘の施行、傳染病及トラホームの豫防、一定の國稅及府縣稅の徵收及送附等の事務の如し。然し又特別の市町村のみに命令を以て義務付くる場合もある。例ば、結核療養所、

26) 市制百六十三條二項但書、町村制百四十三條二項但書
 27) 市制百六十四條、町村制百四十四條
 28) 小林博士、財政學評論、七版、134頁
 29) 小林博士、地方財政學、130頁
 30) 市制百六十四條二項、町村制百四十四條二項

花柳病診療所の設置、不良住宅地區改良、史蹟名勝天然紀念物の管理等の事務の如し。又特に市
のみに義務付けたるものもある。例ば、汚物掃除の如し。何れにせよ、此種の手務に關する法令
を通覽すれば、事務の委任と共に、其費用は事務の委任を受けた市町村に於いて負擔すべきこと
を規定するを原則とする。又たとへ、費用負擔の規定を缺ぐ場合に於いても、特に國又は府縣に
於いて負擔すべきことを明示しない限りは、此種の手務の爲めの經費は市町村の義務費となるも
のである。之、此種の手務は市制二條及町村制二條によりて市町村の必要事務となるから、其爲
めの費用は又市制百十六條町村制九十六條によりて義務費となるに至る當然の結果である。而て
此種の手務は相當廣汎に亘つて居るから、其費用も亦相當多額に上るであらうことは容易に推察
され得る。此中、最大にして常に問題となるのは小學校費である。此種の義務費に就いて注意を
要する點は、第一に、此種の義務費は多く歳出科目として豫算上に現るることである。例ば、小
學校費、傳染病豫防費、傳染病院費、トラホーム豫防費、汚物掃除費、害蟲驅除費、史蹟名勝天
然紀念物保存費等々の如し。第二には、所定の手務を支障なく執り得るに足る程度の金額を必要
とすることである。このことは、例ば小學校令に於けるが如く略々明示して居る場合もあるし、
又傳染病豫防法に於けるが如く列舉的に掲げて居る場合もある。然し何等の規定なくとも、經驗
上又常識上、所定の手務を支障なく執り得る程度の金額を必要とするは條理上當然である。若し
然らざれば、委任事務が執行されぬこととなり、義務費としたる所以が沒却されるからである。

従つて謂はば一定の義務額が存すると云ひ得る。之を超過した額は勿論自由費となるもので、經費科目が義務費たるの故に、豫算上所掲の其科目の全額が常に義務費とはならない。第三には、此の如き經費に充當すべき財源として國又は府縣は分擔金、交附金、補助金等を附與し、又は手數料、使用料徴收の途を開いて居る場合もある。又事務に要する費用の分擔部分を豫め定め、其一部分のみが市町村の負擔たる場合もある。従つて財政の實際では此種の經費全部が事實上市町村の負擔となると限らない。

註六 團體委任事務並に其費用に關する法令は相當に多い。而て其關係法規は、清水博士外四氏共著、市制町村制正義、一

〇〇頁乃至一〇三頁、及び八八五頁乃至九〇五頁、五十嵐續三郎外二氏共著、市制町村制逐條示解、二六頁乃至二八頁、及び星野武雄、市町村制要論、四四頁乃至五二頁等に略々列擧されて居るから、茲では煩をさけて一々列記せない。

(三) 機關委任事務費、國及び府縣は法令により又は法令に基き、自己の事務を市町村長其他の市町村の吏員に委任して之を執行せしむることがある。而て現行法令による此の如き委任事務、即ち所謂機關委任事務は、衆議院議員及び府縣會議員の選舉事務を始めとして、兵事、學事、戶籍、統計、救護、道路の管理等の事務に至るまで實に多岐多端である。(註七)従つて其事務の爲めの經費も亦相當額に上るべきは又想像に難くない。然し、此種の經費は本質的には其事務を市町村に委任したる國又は府縣の負擔すべきもので、理論上當然には市町村の負擔たるべきものではない。蓋し此場合は團體委任事務の場合と異り、市町村の機關が單に國又は府縣の機關として委任された事務を執行して居るに過ぎないからである。即ち市町村の事務とはならぬからである。然るに、

市制九十三條、町村制七十七條に、此の如き經費も法令中に別段の定めなき限り、市町村の負擔すべきものと抱括的に規定して居る結果、此種の經費も亦原則として、市町村の義務費となつて居る。尙場合によれば、事務を委任する個々の法令中に、特に其の爲めの經費の全部又は一部を、市町村に於いて負擔すべきことを指定して居ることもある。例ば衆議院議員選舉事務の費用、道路管理の費用等の如し。而て此種の經費に就いて注意すべき點は、此種の經費は豫算上歳出科目又は種目となりて現れるものは寧ろ例外であり、其金額も亦科目として現れるものの方が割合に少額たることである。而て現れるものは、徵發費、土木費、選舉費及び救助費の中に現れる。其他は大部分役所(役場)費中に、他の經費と混淆して居る。尙其他、團體委任事務費に對する注意の第二及第三のことは、此種の經費に就ても亦云ひ得る。

註七 此種の事務及費用に關係ある法令も相當に多いが、大體に於いて清水博士外四氏共著、前出、七三三頁乃至七三九頁、星野武雄、前出、四八頁乃至五二頁、及び五十嵐鑛三郎、前出、六〇〇頁乃至六〇四頁に列擧してあるから、煩をさけて一々指摘することを略する。

(四)負擔費、次に市町村は自身又は其機關に於て事務を執ることなく、負擔のみ義務付けらるることがある。此の如き義務負擔の經費を假りに負擔費と名付くる。此種の經費は、大體次の三つの場合にあり得る。(イ)法律の結果として當然に負擔が課さるる場合がある。例ば、地租法による地租及同附加税、水利組合法による水利組合費の如し。(ロ)當該官廳の職權に基く命令によりて負擔が課さるる場合がある。例ば、府縣費の分賦金、都市計画法による受益者負擔金、強制(市)

町村組合の組合費、港灣分擔金、敗訴の場合に命ぜらるる訴訟費用、河川法、道路法、森林法及砂防法による費用負擔等は之に當る。(ハ)上の二つと同性質ではないけれども、然し類似して居るものに、繼續的に金錢的義務負擔を市町村自らが負ふた場合に起る義務負擔がある。例ば、已に許可を受けたる繼續補助費、又は繼續寄附金の當該年度割額の如し。蓋し、市町村がなす寄附又は補助は民法の贈與の規定によつて律せらるべきものであるから、他の繼續費と異り、一旦之を繼續費となし許可を受けたる場合には、後年度に至つては市町村の都合により自由に改廢し得ざる負擔となると解せねばならぬからである。以上三つの此種の義務費は、豫算上では諸税及び負擔として、又寄附金及補助費の中にも現るる。而て此種のものの特長は、金額が一定額として確定して居ること、及び凡ての市町村に亘つて一般的でないことの二點に存する。

註八 一見すれば繼續費たる補助金及寄附金を除きたる他の繼續費も亦、中央財政の繼續費が確定費たるに似て、許可を受けたる後年度に於いては義務費となるが如くに思はる。然し地方財政に於ける其の他の繼續費は、之を定め又は變更するには府縣知事の許可を必要とするけれども、³¹⁾之を廢止するは自由である。³²⁾従つて其の他のものは義務費とはならぬと云はねばならぬ。但し之を廢止した場合は報告するを要し、又其廢止の議決が明かに公益を害する場合は、再議又は指揮申請の問題は起され得る。³³⁾

(五)財政費、市町村が其財政を營む上に必要な經費にして、義務費たるものを假りに財政費と稱する。而て徵税及會計事務を掌る収入役、副収入役、及び其他の吏員等の人件費は、(一)の職制維持費に屬することは前述の通りである。故に茲に謂ふ財政費は其他のものであつて、凡そ次の

31) 市制百六十七條、町村制百四十七條
 32) 行政實例、(五十嵐三郎外二氏共著、前出、991頁、及び帝國地方行政學會編、實例判例挿入市制町村制及府縣制、644頁)
 33) 市制九十條ノ二、町村制七十四條ノ二

三種である。(イ)純然たる財務費であつて、納税令書等の印刷及送達費、及び所謂公金取扱費は之に當る。公金取扱費は更に、遊興税、觀覽税、特別消費税等の税種のもを經營者、又は營業者等をして徴收せしめた場合に於ける徴收交附金(徴收金額の百分の四)、市町村金庫を設けた場合の金庫事務契約所定の金庫事務取扱費、及び振替貯金を利用する場合の郵便官署に納むる振替貯金手数料とからなる。(ロ)は公債費及び之と同性質の過年度諸拂金及過誤納金還付金等も亦義務費である。之等が義務負擔たる所以は、公法によりて律せらるるからではなく、寧ろ私法の一般法によりて律せらるるからである。而て公債費は更に三分し得る。即ち、起債の際に許可を受けたる償還年次表による各年度の償還額^(註九)、利子付き公債なる場合の利子支拂豫定額、及び募集及償還に要する費用である。但し、一時借入金の償還は豫算に計上するの必要がないから、義務費と云ふを得ないけれ共、其利子は之を豫算に計上するを要するから義務費に屬する。(ハ)は豫備費である。之は必ず豫算に計上し置くを要するから義務費に屬する。以上三種の此種の經費は、公金取扱費、公債費、豫備費と云ふ歳出科目として現るの外、役所(役場)費、雜支出中にも混入して居る。而して特質は、固有事務費にして義務費たること及び豫備費及び納税令書等に關する費用を除き他は法令上では一般的でないことの二點にある。然し、事實上では公債費は可成り一般的と云へる。

註九 公債償還金は佛國及び白國では明に義務費と指定して居るものゝ如くであるが、我が國では然る特別の明文はない。³⁴⁾

然し市町村の義務に屬する費用たるは明かである。小林博士は之を義務費に屬するものとされて居らる³⁵⁾。

(六)繰替金、更に國及府縣は、自己の費用負擔に於て事務のみを市町村の機關に委任する場合がある。然し、其自己に於いて負擔する費用を、豫め事務以前に市町村に配給しない。それは、此種の事務は其性質上、異常の事務で其の爲めの費用を事前に配給するの要なきか、又は配給の標準なきかにより配給し得ないからである。然し經費の配給の途が事前になきの故を以つて事務を廢するのは、行政の目的を達する所以でない。故に市町村をして一時之を立替支辨し置かしめ、事後其請求を待つて配給する方法を採る。故に實質的には市町村の負擔とならぬけれ共、法令上、市町村に對して繰替拂をなすべきことを規定して居る結果、形式上此種の經費も亦市町村の義務費である。之に屬するものは、行旅病人及行旅死亡人取扱費、精神病者監護費、癩病患者及同伴者救護費、水難救護費、召集旅費等の繰替金、勞働者日當立替金等である。豫算上では雜支出中に現るる。而て特長は、實質的には市町村財政の負擔とならぬこと、及び種目の多い割合に金額は少いことである。(未完)